

消防行政の現状と課題について

平成26年8月27日（水）

消 防 庁

市町村消防の広域化の推進について

1 これまでの広域化の推進状況

平成 18 年 6 月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

○ 平成 18 年 7 月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

- ・ 消防本部の管轄人口規模の目標は、おおむね 30 万以上
- ・ 広域化実現の期限は、平成 24 年度までを目途
- ・ 都道府県において推進計画を策定（平成 20 年 1 月～平成 23 年 5 月）

・ **34 地域で広域化が実現**※（811 本部→752 本部 ▲59 本部）

・ **12 地域で期日を明らかにし、広域化に向けた協議が進展**※
（752 本部→733 本部 ▲19 本部）

※ H26. 7. 1 現在の数

※ 広域化の実現数は、平成 25 年 4 月以降に広域化したものを含む。

○ 平成 25 年 4 月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・ 広域化実現の期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長
- ・ 規模の目標を、おおむね 30 万以上 → 地域の事情を十分に考慮
- ・ 国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

平成 30 年 4 月 1 日

2 消防広域化重点地域の指定等

重点地域の指定は、都道府県知事が

- ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
- ② 「広域化の気運が高い地域」

を対象に、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して行う。

（特に、以下の地域については、可能な限り重点地域として指定するよう依頼。

- ・ 職員数が少ない（例えば 50 人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- ・ 非常備町村
- ・ 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部（「○○本部を含む地域」という形での指定も可能。）

平成 25 年度中に 26 地域が指定（指定後、5 地域において広域化が実現）

都道府県別の指定数

北海道 7 (3)、茨城 2、埼玉 1、神奈川 1、長野 1、静岡 6、大阪 3 (1)、佐賀 1 (1)、宮崎 4

※ ()内の数は、平成 26 年 4 月に広域化した地域の数

3 消防庁の取組（主なもの）

① 消防広域化推進アドバイザーの派遣

平成 26 年度、上半期を中心に要望のあった 5 県（宮城、埼玉、福井、静岡、三重）に派遣を予定。下半期に改めて要望調査を実施し派遣を展開。

② 消防広域化マニュアル等の更新・普及促進

平成 25 年度中に「消防広域化マニュアル」及び「消防広域化事例集」を更新し HP に掲示。引き続き積極的に広報し普及を促進。

消防広域化支援対策

—平成26年度—

都道府県、市町村において一層の取組を行っていただくため、「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴い必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行います。

市町村分

I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

II 消防広域化臨時経費

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。
 - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要な経費

III 消防署所の整備

1 緊急防災・減災事業

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 消防署所等とは、消防署、出張所及び指令センターをいう。

※ 上記1は、広域化後10年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成34年度までに完了する事業)を対象とする。

2 一般事業

- 消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。
▶一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:75%]

IV 消防指令センター(指令装置等)の整備

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

V 消防車両等の整備

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 上記Vは、広域化後5年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成29年度までに完了する事業)を対象とする。

VI その他

- 国庫補助金の配分について
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

※施行:公布日(平成25年12月13日)

ただし、地区防災計画関係は平成26年4月1日、兼職に関する特例は平成26年6月1日

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のため、日々御尽力されていることに心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災を契機として、国民の防災意識はかつてないほど高まっており、国民の生命、身体及び財産を守るため、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模地震や記録的豪雨、台風による被害などに備えた消防防災体制の強化を着実に進める必要があります。

このような中、大規模災害時などにおいて、消火や救助活動、住民の避難誘導等を考慮しますと、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」を有する消防団の役割は極めて大きく、日頃から地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしている消防団員の確保について、地方公共団体には、より一層の取り組みが求められています。

消防団員の確保にあたっては、これまでも、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など、幅広い層への働きかけをされてきているところですが、残念ながら消防団員の減少に歯止めがかかりません。既に消防団協力事業所表示制度の活用や、郵便局職員で構成される分団、大規模災害時のみに出勤を限定した団員、消防職団員OBによる団員をはじめとした機能別

団員・分団制度の導入など、入団しやすい環境づくりに取り組んでいただいているところではありますが、より一層の御尽力をお願いいたします。

また、現在、既に全国で六万人を超える地方公務員が消防団員として活躍しているところですが、地域防災力の更なる向上を図るために、地方公共団体において、職員の方々にこれまで以上に率先して、消防団へ参加していただきたいと考えております。

地方公務員の消防団入団促進の取組みとしては、新規採用職員が研修の一貫として、年限を区切って入団している例があり、地域住民と深いつながりができ、社会人としての規律が学べ、消防団組織が活性化するなどの成果があると聞いております。また、職員は基本的に全員が消防団に入団し、四十歳前後まで活動している市町村もみられます。都道府県の取組みとしては、全職員に対し積極的に入団を働きかけている例がありますが、特に地域に密着した出先機関、支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組みであると考えております。

消防団員の確保について、どのような取組みをされるかについては貴職の御判断によるものと存じますが、それぞれの団体において自ら目標を設定して実施をしていただくことをお願い申し上げます。実施に当たりましては、各地方公共団体において地元消防団と

の調整等の準備を行い、通常、消防団員の入団時期である来年四月の実施を目指して取り組んでいただければ幸いです。

今後発生が危惧される大規模地震や記録的豪雨、台風による被害などに対応するためには、地域防災体制の要となる消防団員の拡充強化が不可欠でありますので、何卒、よろしく願いたします。

敬具

平成二十五年十一月八日

総務大臣

新藤義孝

都道府県知事 殿

(※市区町村長に対するものも同内容)

消防団の更なる充実について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のために日々御尽力されていることに、心より敬意を表します。

昨年十一月八日には、消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の確保、特に地方公務員の入団促進の取組に、より一層の御尽力をお願いする書簡を出させていただきました。これまでの御対応に感謝申し上げます。

さて、昨年十二月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、総務省は、消防団の充実強化に全力を挙げて取り組んでおります。

消防団の処遇改善につきましては、政令改正により、本年四月から退職報償金を一律五万円引き上げることにいたしましたので、各市町村におかれましては的確な措置をお願いいたします。また、多くの市町村で報酬・手当の支給額が交付税単価を下回る現状であることから、この点を踏まえて適切に予算措置等を講ずる

よう、引き続きの御対応をお願いします。

消防団の装備につきましては、本年二月七日に消防団の装備の基準を抜本的に改正し、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品等の充実を図るとともに、この改正に対応して、装備に対する地方交付税を大幅に増額しました。また、消防学校の教育訓練の基準を本年三月二十八日に改正し、消防団中堅幹部の現場指揮の対応能力の向上を図るカリキュラムとしております。

今年には、消防団発足百二十周年の年であり、特に、減少を続ける消防団員の確保は現下の最重要課題であります。これまで、女性や大学生など幅広い層への働きかけや機能別団員・分団制度の導入、消防団協力事業所表示制度の活用、地方公務員の入団促進等について取り組んでいただいております。本年二月には、多くの消防団員を増加させた消防団や、消防団活動において特に顕著な功績をあげた消防団など二十二消防団に、私からの感謝状を贈呈させていただきました。

本年度は、昨年成立した新法の実質的なスタートの年です。この法律の趣旨を踏まえ、私としても、消防行政の充実に関し努力をしてまいりますので、より一

層、貴職の御協力をいただきますよう、何卒、よろしく
お願いいたします。

敬具

平成二十六年四月二十五日

総務大臣

新藤義孝

都道府県知事 殿

(※市区町村長に対するものも同内容)

消 防 地 第 46 号
平成 26 年 6 月 11 日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令等の公布について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）第 10 条において、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に係る規定及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられ、消防団等充実強化法の公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 6 月 13 日）から施行することとされております。

消防団等充実強化法の施行に当たり、国家公務員については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成 26 年政令第 206 号。以下「政令」という。）及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成 26 年内閣官房令・総務省令第 1 号。以下「規則」という。）が別添のとおり公布されましたので、通知します。

一般職の地方公務員についても、消防団等充実強化法第 10 条の規定が適正に運用されるよう、貴職におかれましては、下記事項に御留意いただき、国家公務員制度における取扱いを踏まえ、消防団員との兼職等について適切な対応をお願いします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村（一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 兼職に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第 10 条第 1 項において、一般職の国家公務員及び一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職すること（以下「兼職」という。）を認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされているところ、職務の遂行に著しい支障がある場合とは、例えば、国家公務員においては、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎又は防災担当職員用宿舎に入居している防災担当職員など、一定の状況が生じた場合、通常の勤務時間外においても、一定の時間内に勤務場所等に到着して一定の業務に従事する義務が課されている職員が消防団活動を行うことにより当該義務を履行できなくなる場合をいい、この場合を除き、兼職を認めなければならないこととしていること。
- 2 国家公務員については、規則別記第 1 号様式のとおり、消防団員としての活動時間を記入する必要がある簡素な様式を用いて請求することとしていること。

第二 職務専念義務の免除に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第 10 条第 3 項の趣旨に鑑み、国家公務員については、政令第 2 項において、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならないとされているところ、公務の運営に支障がある場合とは、職務専念義務の免除の承認を請求した職員に求められる職務の遂行に支障がある場合ではなく、当該職員が所属する組織の運営に支障がある場合をいい、この場合を除き、職務専念義務の免除を承認しなければならないこととしていること。
- 2 国家公務員については、規則別記第 2 号様式のとおり、現実に勤務時間を割く際に、規則に定める簡素な様式に、目安となる活動予定時間等を記入して職務専念義務の免除の承認を請求することとしていること。

第三 その他

- 1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の規定に基づく兼業及び第 35 条の規定に基づく職務専念義務の免除について、各地方公共団体の条例又は規則により、既に消防団員との兼職や消防団員としての勤務時間内の活動が可能となっている場合は、条例改正等はないが、消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、地方公務員の消防団への加入促進を図り、より加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 消防団等充実強化法に基づき兼職している者の数及び職務専念義務の免除の承認の状況等について、消防庁から照会を行う予定であること。

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室

担当：課長補佐 岡地

事務官 馬内

TEL：03-5253-7561

※別添 省略

消防災第372号
平成25年10月9日

各都道府県総務部長 殿
（消防防災担当課、人事担当課、市町村担当課扱い）
各指定都市消防長 殿
各指定都市総務局長 殿
（人事担当課扱い）

消防庁国民保護・防災部防災課長

一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて

現在、全国的に消防団員数が減少をしており、消防団員の確保が困難となる中、南海トラフの巨大地震や首都直下地震等の大規模災害への対策を早急に進めるため、消防体制の整備が急務となっていることなどを踏まえ、職員の消防団への入団促進については、平成25年6月28日付け消防庁長官通知「消防団の充実強化について」においても依頼をしているところです。

これに関し、一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて、近年の消防団活動の実態を踏まえると、職員の消防団員としての活動は基本的に勤務時間外に行われることが想定されるため、消防団員としての報酬の支給方法が年間支給等の定額払いとされ、その額も重複支給が問題とならない極めて限定された額である場合においては、一般職の職員としての給与を減額することなく消防団員としての報酬を支給することも差し支えないと考えられますので、お知らせします。なお、この場合、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可が必要です。

については、各都道府県におかれましては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【担当】

消防庁国民保護・防災部防災課

佐藤 消防団専門官

原尻 課長補佐

山下 事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

新規採用職員を消防団員に ～山梨県甲斐市の取組み～

取組の内容

山梨県甲斐市では、平成24年から、新規採用職員全員が2年の任期で消防団員に入団し、活動を行っている。

山梨県甲斐市の概要

人口	74,538人	(平成22年国勢調査)
市職員数	447人	(平成26年4月1日現在)
消防団員数	608人	(平成26年4月1日現在)

過去3年間の新規採用職員入団者数

- ◇平成24年度 13人
- ◇平成25年度 22人
- ◇平成26年度 22人

新規採用職員消防団員の活動内容について

- ◇平成25年度は5～7月の間、消防団全体の訓練(礼式訓練を含む)を、計16回実施
- ◇所属する分団、部ごとに放水訓練や救急救命訓練を実施
- ◇実災害への出動:平成25年度 5回5名(延べ8名)

活動時の様子



《礼式訓練》



《放水訓練》

新規採用職員消防団入団研修の効果 「一石六鳥」

消防団としてのメリット

- 消防団員の確保につながる
- 若い人が入団することにより消防団組織が活性化する
- 女性団員入団により、女性の視点での消防団運営や女性の勧誘がしやすくなる

市側としてのメリット

- 職員研修の一助となり、社会人としての規律が学べる
- 地域や地域住民と深いつながりができる
- 市全体の災害対応能力が向上する